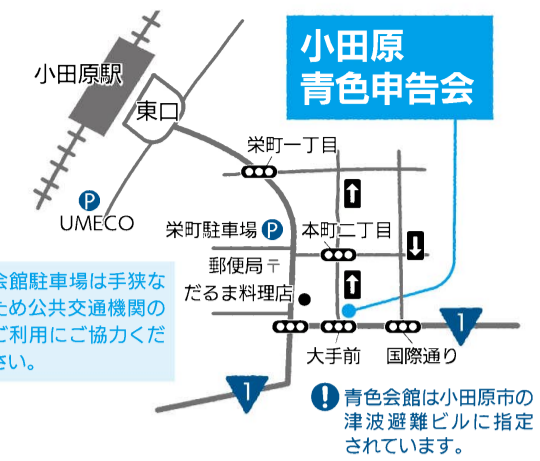


2025
2-3月号
NO.242

あおいろといろ
青色十色



「青色十色」は、会員さまと地域の皆さまに小田原青色申告会の活動情報を届ける広報紙です
発行・編集 / 公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
☎ 0465-24-2611 ✉ info@aioiro-odawara.com 🌐 https://www.aioiro-odawara.com

令和7年2月4日(火) 青色会館3階 **来場申込が必要です**

確定申告指導会場オープン

事前申込について
右記のサイトへアクセスし、画面の表示に従って
ご来場日時のお申込みをお願い致します
来場申込をされていない方の来場はお受けできません
混雑緩和のため分散・少人数来場にご協力ください
ご希望日時の事前申込が困難になる前に、早めのお申込みをお願いします
◇「指導開始時間のご予約」ではありません。申し込まれた時刻を目安にご来場ください。
※記帳処理サービスご利用の皆様には、従来どおり担当者との個別のお約束により対応
させていただきますので、上記の事前申込は不要です。



会員限定
お電話でのお申込み
お電話でのお申込み方法は、同封の案内チラシにて、会員の皆様にご案内致します
(昨年度とは電話番号が変わっています)。
できる限り専用サイトからのお申込みをお願い申し上げます。
なお、会の代表電話など通常回線からの**お申込みはお受け致しかねます。**
お電話の際は、電話番号をお間違えにならないよう、くれぐれもお願致します。

会場のご案内
場所 青色会館3階 **期間** 令和7年2月4日(火)～3月17日(月)
受付 9時15分～最終16時05分 土曜、祝日及び振替休日、2/9(日)、2/23(祝)は休館

確定申告指導会場 営業日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	
2月						
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17					
3月						

☒=休館日

※お越しの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。
※会館駐車場は手狭なため、申告期間中は常に混雑致します。満車
の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。

**確定申告指導会場で資料が足りない場合は、再
来場をお願いする場合がございます。持参資料
を2面のチェックリストで必ずご確認ください。**

会場の特徴
◇公益事業として、税理士会のご協力のもと、会員をはじめ皆様の
自主申告のお手伝いをしております。
※個人情報保護等の観点から、確定申告書をお預かりしての税務署提出、
e-Taxでの申告については**会員限定**とさせていただきます。

**次に関わる申告は「税務署」にて
ご相談ください**
◇株式の売却(特定口座以外)
◇贈与税
◇相続税
◇土地・建物の売却
◇ゴルフ会員権等の売却
◇住宅借入金等特別控除(初年度)

ご注意
◎年金・給与所得のみの未会員の方は1名様につき3,000円
(税込)の会場利用料を申し受けます。
※上記会場利用料に加え、次年度以降の会費をご承諾のうえ当
会にご入会される場合は、会場で申告書をお預かりします。ご
入会されない場合には、最終的な確定申告の手続きについて
は税務署等をご案内致します。
◎公的年金等の収入金額が400万円以下の方は「国税申告不
要」の要件にあてはまる可能性があります。詳しくは税務署に
お問い合わせください。
◎税理士関与の方は税理士にご相談ください。
◎会場では源泉所得税・年末調整指導は受けられません。会場
での源泉所得税・年末調整指導は期限後手続きとなるため、
従業員1名あたり1,000円(税込)の特別料金を申し受けます。

◎決算書の事前作成にご協力をお願いします。決算書の事前作成に不
足がある場合は確定申告書作成指導をお受けすることができませ
ん。決算書まとめコーナーへのご案内となります。
◎会場で「医療費控除の明細書」の記入はできません。ご自宅等でご記
入の上、ご持参ください。

納期限(法定納期限)及び振替日

	納期限(法定納期限)	振替日
所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(火)
所得税(延納)	令和7年6月2日(月)	令和7年6月2日(月)
消費税	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(火)

**その疑問、
チャットボットに
相談しませんか?**

24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。

必要な書類は?
申告必要?不要?

国税庁 ふたば 税務職員ふたば

予約制 消費税申告指導会場

◎インボイス制度に登録した方
(課税売上高が1千万円以下の場合も含む)
◎令和4年の課税売上高が1千万円超の方 など

**消費税の
確定申告が
必要です!**

場所 青色会館1階
期間 令和7年3月18日(火)～3月31日(月)
※土曜、祝日、日曜は3月23日(日)のみ開催
**予約
方法** 2/4～3/17開催の確定申告指導会場にて、所得税の申告完了後に
ご予約を承ります
持ち物 ◎令和4年～令和6年分決算書及び確定申告の控(所得税・消費税)
◎中間納付の金額が確認できるもの(確定申告のお知らせ等)
◎課税取引金額計算表
※インボイス登録により課税事業者になった方は、登録日以降の取引金額を集計してください。

消費税申告指導会場 営業日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3月 ☒=休館日

《一般課税(本則課税)》
売上の合計額を税率別に区分し、仕入及び経費の合計額を勘定科目ごとに税率及び経過措置(8割控除)適用の有無で区分したもの
※3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
※要件を満たしている事業者(中小事業者)であれば、1万円未満の取引について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例(令和11年9月30日まで)があります。

《簡易課税》
事業区分ごとの売上額を税率別に区分したもの

◇消費税申告指導会場をご利用の際、同会場にて11,000円(税込)の消費税処理料を頂戴しております。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ | 事業課 **TEL 0465-24-2614** (平日9時～17時)
※税理士関与の方は税理士にご相談ください